

始良市災害援護資金の貸付に関するご案内

1. 制度概要

令和7年8月大雨に対する災害により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯を支援するため、生活の立て直しのための資金の貸し付けを行います。

2. 対象となる世帯((1)～(3)のすべてに該当する世帯の世帯主が対象)及び貸付限度額

(1) 被災日現在(令和7年8月7日)で、始良市内に居住の世帯。

(2) 令和7年8月大雨により次のいずれかに該当する被害を受けた世帯。

損害の種類・程度 及び貸付限度額	①住居の全体 が滅失又は流 失	②住居が全壊 した場合	③住居の半 壊	④家財の1/3 以上が損害を 受けた場合	⑤住居及び家 財に損害がな い場合
A 世帯主におお むね1か月以上の 負傷がない場合	350 万円	250 万円 (350万円)	170万円 (250 万 円)	150 万円	-
B 世帯主は負傷 し、療養期間がお おむね一か月以 上の場合	350 万円	350 万円	270 万円 (350 万 円)	250 万円	150 万円

※被災した住居を建て直すあたり、住居の存在部分を取り残さざるを得ない場合等の事情がある場合は()内の金額が限度額となります。

※家財の損害には自家用車は含まれません。

(3) 世帯全員の令和6年分の総所得額が次に定める額未満の世帯。

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住宅が滅失した 場合
前年の総所得 金額	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	1,270 万円

※総所得とは、市町村民税における総所得額をいいます。

3. 貸付条件

利率	保証人を立てる場合は無利子 保証人を立てない場合は年1%(据置期間は無利子)
据置期間	3 年
償還期間	10 年(据置期間 3 年経過後の 7 年間で返済)
償還方法	年賦、半年賦、月賦(元利均等償還、ただし繰上償還可能)
連帯保証人	①行為能力者であり、弁済の資力を有すること。 ②借入申込人と同一世帯の人ではないこと。 ③災害援護資金の借受人または借入申込人ではないこと。 ④原則として、始良市に居住していること。

4. 申し込みについて

【申込必要書類】※申込人は世帯主になります。

- ☐ 災害援護資金借入申込書(所定のもの)※借受人・連帯保証人の押印必要。
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ☐ 世帯全員の住民票の写し(現住所が始良市外の場合に必要。本籍地の記載があるもの)
- ☐ 世帯全員の令和7年度(令和6年分)の所得証明書(令和7年1月1日現在始良市外に住
所登録をしていた場合に必要です。)
- ☐ 罹災証明書(住居に半壊以上の被害がある場合。コピー可。)
- ☐ 診断書(世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合)
- ☐ 被害状況が分かる写真等の資料(家財の 3 分の 1 以上の損害の場合)

【連帯保証人必要書類】

- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
 - ☐ 本人の住民票の写し(現住所が始良市外の場合に必要。本籍地の記載があるもの)
- ※状況によって、その他の書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。

5. 審査について

申請受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容及び必要書類を精査のうえ、審査を行います。審査の状況によっては、住居の建設・購入、修繕に関する契約書等、あらためて書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「災害援護資金貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「災害援護資金貸付不承認決定通知書」をお送りします。
- (2) 貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。
 - ① 災害援護資金借用書(所定のもの)※借受人・連帯保証人の実印の押印必要。
 - ② 借受人・連帯保証人の印鑑証明書
 - ③ 借受人・連帯保証人の本人確認書類
 - ④ 口座振替依頼書(所定のもの)
 - ⑤ 借受人名義の災害援護資金入金先となる口座の通帳等の写し(振込口座の確認のため)

7. 貸付の流れ

借入の相談

まずは電話にてご相談ください。



借入申込

借入申込書の提出。(その他必要書類は4, 申し込みについてを参照。)



審査

ご提出いただいた書類等の審査。



貸付決定

貸付決定通知書または貸付不承認決定通知書の交付。



借用書など必要書類の提出

貸付決定の場合は借用書など必要書類の提出。



貸付金の交付

借用書など必要書類提出後1ヶ月程度かかります。

↓ 3 年間据置

償還開始

据え置き期間終了後7年以内に償還してください。

8. 申込期限

令和7年9月1日(月)～令和7年 11 月 28 日(金)

9.相談・受付窓口

受付場所: 始良市宮島町 25 番地 始良市役所本館1階 長寿・障害福祉課 福祉政策係
電話 0995-66-3203(直通)